

令和8年4月8日

保護者の皆様

要保存

横浜市立今井小学校
校長 高嶋 聡

風水害等の「警報」発令時における児童の安全確保について

標記発令時の対策につきましては、次のようになりますのでよろしくお願いいたします。

横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に「暴風警報」・「大雪警報」・「暴風雪警報」・「特別警報」「火山噴火降灰予報」が午前6時の段階で発令継続中の場合は、児童生徒の安全確保のため、当日は、「臨時に休業」の措置を講ずる。したがって、当日の給食は全市一斉に中止となる。

ただし、盲・ろう・養護学校は午前6時、定時制高等学校は午後2時とし、特別な事情がある高等学校については、別に当該校で基準を定める。なお、遠足、修学旅行、体験学習なども延期・中止となるが特別な場合は、校長が適切な措置を講ずる。

(市通達より)

- ◆ 特別な場合とは、泊を伴う行事などの場合に目的地には暴風警報、大雪警報、暴風雪警報、特別警報、火山噴火降灰予報が発令されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などをいいます。
- ◆ 遠足、修学旅行、体験学習などで適切な措置を講じる場合に限り、当該学年を対象として学校からのメール配信を行います。
- ① メール配信は、多数の学校が一斉に配信するとうまく流れない場合があります。ご家庭におかれましては、インターネット・テレビ・ラジオ等により情報を正確に把握されるようにしてください。
- ② 「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」については、状況により、学校からお知らせする場合があります。
- ③ 登校後、「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」「火山噴火降灰予報」が発令された場合、速やかに「保護者への引き渡し」の措置を講じます。その場合は、学校からの「すぐーる」配信によりお知らせします。ただし、「大雨警報」や「洪水警報」については②の扱いと同じになります。

ご家庭での判断により登校させなかった場合でも欠席扱いにはなりませんので、無理をしないようにしてください。その際は、学校に一報を入れてくださいますよう、お願いいたします。

各ご家庭におきましては、「すぐーる」への登録をお願いします。

※ 詳しい内容については、裏面でご確認ください。